

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費制度とは医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには役場窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上	141万円
		課税所得145万円以上	67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

※申請は木古内町町民課住民グループまでお申し出ください。

木古内町農業委員

候補者を募集します

「農業委員会法等に関する法律」により、農業委員の選出方法は町議会の同意を得ての町長の任命制となっています。それに伴って新たな農業委員の候補者を左記のとおり募集します。

■募集内容

- ・職名 木古内町農業委員会農業委員
- ・定員 10名
- ・任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日

■募集方法

- ・委員は次の方法により募集する
- ・地区からの農業者による推薦
- ・農業者が組織する団体等からの推薦
- ・一般募集

■業務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

■推薦及び応募資格

木古内町が設置する他の附属機関等の委員でない者

・木古内町の職員でない者

■推薦及び応募受付期間

2月3日（月）～28日（金）

※応募状況については、応募期間中及び期間終了後遅滞なく、木古内町ホームページ等により公開します。

■提出書類

- ・推薦の場合
木古内町農業委員会委員候補者推薦書
（別記様式第1号）
- ・応募の場合
木古内町農業委員会委員候補者応募申込書
（別記様式第2号）

■提出方法

郵便又は持参により農業委員会事務局へ提出してください。

※「推薦書」・「応募申込書」は、農業委員会事務局の窓口にて配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■その他

推薦及び応募者が定数を超えた場合は、関係者からの意見聴取などを実施し、その意見を町長に報告して、委員候補者を決定後、議会の同意を得たうえで農業委員を選任します。なお、法律により農業委員の構成については、利害関係のない者を1人以上及び認定農業者を過半数選任することとなっています。

■お問い合わせ

木古内町農業委員会事務局
☎01392-2-3131（内線235）